

奨学支援制度について（お知らせ）

医科学教育部及び栄養生命科学教育部の大学院生を対象とした奨学支援制度について、下記の要領により実施します。

本制度について詳細は、医学部学務課第一教務係へお問い合わせください。

徳島大学大学院医科学教育部及び栄養生命科学教育部 奨学支援制度実施要領

- 1 目的** 大学院医科学教育部及び栄養生命科学教育部に在籍する学生の奨学支援を目的とする。
- 2 対象者** 医科学教育部及び栄養生命科学教育部の修士課程，博士課程の学生を対象とする。
- 3 給付額** 金融機関から入学料・授業料相当額を借り入れた学生に対する奨学支援として，在学期間中（標準修業年限内に限る。）の利息相当額を奨学金として給付する。
- 4 申込方法** 受給希望学生は，所定の申込書に必要事項を記入し，医学・歯学・薬学部等事務部学務課（医学系分野担当）まで申込むものとする。
- 5 選考** 受給希望学生から申込書の提出があったときは，所属する教育部教育・研究委員会で給付の可否を決定し，当該教育部教授会に報告するものとする。
- 6 選考結果** 給付の可否は，決定後速やかに書面により本人へ通知する。
- 7 給付方法** 奨学金は，毎年度末に返済明細書及び通帳の写し等を確認のうえ，受給学生の指定する口座に振り込むものとする。
- 8 その他** 受給者が学生としての本分に反したと判断された場合等ときは，所属する教育部教育・研究委員会で審議のうえ，給付を取り消すことがある。